

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項，第75条第6項，第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項の規定に基づき，選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数については次のとおりである。

記

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	3,318人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数	55,288人

令和8年6月1日

伊丹市選挙管理委員会
委員長 増井宏基